併の

市 画 0 直 線引き」 提案される を決定

18回合併問題特別委員会 7/7

第 11 された合併期日の延長を協議 結果報告と富永会長から提案 6 1回南部 月30日合志町で開 四町合併協議会の かれた

街化調整区域の線引き) に関 の区域区分(市街化区域と市 継続協議であった都市計画

た。

定した。 成多数で菊陽町の修正案に決 する協議では、 を主張した。 採決の結果、 大津町 は原 賛 案

議 職 決議

賀敏男議員の議員辞職勧告決 津町議会臨時会において、 多数で可決した。 議案が提出され、 平成16年5月7日第4回大 議会は賛成 志

関する決議」 「志賀敏男議員の辞職勧告に

同社を、 の禁止)と労働基準法違反 万円を命じました。 志賀敏男議員と同社専務及び 安定法違反 にあっせんしたとして、 の社員を同町内の工場へ不法 議員が経営する会社が、 (中間搾取の排除) 熊本区検察庁は、 熊 それぞれに罰金30 本簡易裁判所に略 (労働者供給事業 の罪で、 志賀敏男 職業 他社

このような事態を起こして反 員 納める、 は、 している。罰金は近日中に 今回の事件は、 新聞報道によると、 法律の理解が足りず、 となっています。 町民に対す 志賀議

しれません。 町民の怒りと失望は、 る議会の信用の失墜であり、 はかり

式起訴された志賀敏男議員に と労働基準法違反の罪で、 復するため、職業安定法違反 も 対して議員の辞職を勧告する 早く町民の皆様の信頼を回 大津町議会としても、 略 刻

平成16年5月7日 以上決議する。 熊本県菊池郡大津町議会

決定された修正 案

ある。

計画区域で区域区分(線引 野に関係機関との調整を行 の都市計画区域の指定を視 のとする。また、 して一体的な発展を図るも に区域区分を行い、 がないので、合併後、 津都市計画区域で区域区分 き)があるが、大津町は大 都市 現行のまま新市に引き 西合志町は熊本都市 計画区域につ 菊陽町、 新市独自 新市と 直ち 合

注 いうこと
整区域の線引きをすると に市街化区域と市街化調 大津町は合併後、 直ち

日延期に反対することに決定り、大津町議会は、合併の期果、期日延期反対が多数とな

度継続協議となった。 ては各町意見がまとまらず再 た新市の事務所の位置につい いま一つの継続協議であっ

は、来年二月町議選挙となる)

(合併が延期されると大津

合併期日の延期を提案

合併の

賛否を問

う

住民投票の結果

成票が過半数を占めた。

日行われ、

開票の結果、

否を問う住民投票が5月23

町

菊陽町、

合志町、

西合志

との四町による合併の賛

で成立した住民投票条例に

この住民投票は3月議会

基づいて実施されたもので

大津町議会は延期に反対 回合併問題特別委員会7/16

投票が実施されている」と発28日の合併を前提として住民 ださい。」とも持ち帰り、 日、委員会審議を行い、議会併の期日延期について7月16 言があり、議員から「延期を は反対することにした。 19 とも持ち帰り、協議してくきではありませんか。各町

合併協議会で提案された合

大村町長は「平成17年2月

合併賛成 6345票

合併反対 5985票



4町合併について議論する町特別委員会